

特定非営利活動法人パルシック 理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人パルシック（以下「この法人」という。）における理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、この法人の業務執行を決定し、代表理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事の選定若しくは解職その他法令又はこの法人の定款で定める職務を行う。

2 理事の職務権限は、理事の過半数による決定により別に定めるものとする。なお、毎年度終了後、理事の職務権限の見直しを行うものとする。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を総括する。
- (2) 理事による会議を招集する。
- (3) 代表理事が複数の場合、職務の執行は合議による。ただし職務の内容に応じて、特定の代表理事が他を代表することができる。

(専務理事)

第5条 専務理事は理事の合議により選任しその職務権限は別に定めるものとする。

(事務局長)

第6条 事務局長は原則として理事とする。ただし定款による理事選任規定にしたが

う。

第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事の過半数による決定により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事の過半数による決定により行う。

附則

この規程は、2026年4月1日から施行する。(2026年3月10日理事会決議)

別表 理事の職務権限表

大分類	中分類	担当理事	サポート	具体的な業務のイメージ
団体運営	安全管理	代表理事、専務理事		安全管理責任者
	事業方針、計画	代表理事、専務理事、事務局長		事業方針、事業計画の策定
	経営管理	代表理事、専務理事、事務局長		財務、法務、総務業務総括
	人事	代表理事、専務理事、事務局長		調整、面接等
	ハラスメント対応	メンタルヘルス担当理事		
	コンプライアンス責任者	コンプライアンス担当理事		
事業運営	国内災害	国内事業担当理事1		
	みんかふえ	国内事業担当理事2		
	フェアトレード担当			
	海外事業			
重要事項	重要な財産の処分、譲受	理事会		
	その他法人の運営に関する重要事項	理事会		